

賃金助成・OJT実施助成の内訳 (一般企業型訓練・重点訓練コース・雇用型訓練コース)

1 年間計画番号	2 助成区分 (該当するものに○を付けてください)	① 一般企業型訓練	3 東日本大震災復興対策による特例措置利用の有無 (該当するものに○を付けてください)	ア 有
		② 重点訓練コース		イ 無
		ア 若年人材育成訓練		
		イ 成長分野等・グローバル人材育成訓練		
		ウ 熟練技能育成・承継訓練		
		エ 育休中・復職後等人材育成訓練		
		オ 中長期的キャリア形成訓練		
		③ 雇用型訓練コース		
		カ 特定分野認定実習併用職業訓練		
		キ 認定実習併用職業訓練		
		ク 中高年齢者雇用型訓練		

4 訓練コースの名称

5 助成対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	6 OFF-JTの 賃金助成対象時間数 (注1)	7 OJTの実施助成対象 時間数 ※1 雇用型訓練コースのみ記載 ※2 カ・キについて、680時間を超える場合は680時間 ※3 クについて、383時間を超える場合は383時間	5 助成対象労働者 ・氏名 ・雇用保険被保険者番号	6 OFF-JTの 賃金助成対象時間数 (注1)	7 OJTの実施助成対象時間数 ※1 雇用型訓練コースのみ記載 ※2 カ・キについて、680時間を超える場合は680時間 ※3 クについて、383時間を超える場合は383時間
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分
—	時間 分	時間 分	—	時間 分	時間 分

8 OFF-JTの賃金助成対象時間数の合計

6 欄の合計

時間 分 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円
(100円未満は切り捨て)

800円 (重点訓練コース(中小企業) 雇用型訓練コース(中小企業))
 400円 (被災地特例措置 一般企業型訓練(中小企業) 重点訓練コース(大企業) 雇用型訓練コース(大企業))

9 雇用型訓練コースにおけるOJTの実施助成対象時間数の合計

7 欄の合計

時間 分 × 1人1時間あたりの助成単価 = 円
(100円未満は切り捨て)

※ (中小企業) 1人1コースあたりの限度時間及び額
 カ・キ 680時間、47万6千円 ク 383時間、26万8千円
 ※ (大企業) 1人1コースあたりの限度時間及び額
 カ・キ 680時間、27万2千円 ク 383時間、15万3千円

注1 1人1コースあたり1,200時間が限度です。ただし、認定職業訓練または中長期的キャリア形成訓練の専門実践教育訓練を受ける場合は1,600時間が限度となります。

様式6-1号〔賃金助成の内訳〕(裏面)

提出上の注意

この様式は、賃金助成額及びOJT実施助成額(雇用型訓練コース)の算定をする場合の様式となっております。
 中長期的キャリア形成訓練のうち通信制の訓練を含む専門実践教育訓練について、スクーリングを実施した場合、通信制の訓練の実施状況についてはスクーリングを実施した時間についてのみ提出してください。
 なお、育休中・復職後等人材育成訓練のうち育児休業中の訓練等又は成長分野等・グローバル人材育成訓練のうち海外で訓練等を実施する場合の賃金助成はありませんので、提出不要です。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画(様式3号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するものに「○」を記入してください。
- 3 3欄は、東日本大震災復興対策による特例措置の利用の有無について、該当箇所に「○」を記入してください。
- 4 4欄は、年間職業能力開発計画(様式3号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 5 5欄は、助成対象者ごとに、氏名、雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 6 6欄は、助成対象者ごとの助成対象となるOFF-JTの賃金助成の対象となる時間数(様式8-1号のOFF-JT実施状況報告書の7欄の賃金助成対象時間数)(職業能力検定又はキャリアコンサルティングを実施した場合は当該時間を含めること。)を記入してください。
- 7 7欄は、雇用型訓練コースの場合に、助成対象労働者ごとの助成対象となるOJTの実施助成対象時間数(様式9-1号のOJT実施状況報告書の6欄の時間)を記入してください。
- 8 8欄は6欄の合計と賃金助成額を記入してください。賃金助成額の100円未満は切り捨ててください。助成単価については、該当する区分にレ点をつけてください。
 なお、1人1コースあたりの助成時間の上限は1,200時間となります。ただし、認定職業訓練、自発的職業能力開発で学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は能開法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校を受ける場合、又は、中長期的キャリア形成訓練の専門実践教育訓練を受ける場合は1,600時間を限度とします。
- 9 9欄は雇用型訓練コースの場合に、7欄の合計とOJT実施助成額を記入してください。OJT実施助成額の100円未満は切り捨ててください。
 なお、1人1コースあたりのOJT実施助成の助成限度額の上限は、特定分野認定実習併用職業訓練及び認定実習併用職業訓練については、中小企業が47万6千円、大企業が27万2千円、中高年齢者雇用型訓練については、中小企業が26万8千円、大企業が15万3千円となります。

その他

- 1 賃金助成及びOJT実施助成については、所定労働時間内において実施された訓練のみが助成対象となります。そのため、所定労働時間外及び休日に実施した訓練等が含まれる場合には、当該時間は助成の対象にはなりません(ただし、所定休日を予め振り替えて実施した場合はその限りではありません。)
- 2 助成対象となる被保険者は、訓練実施計画届の提出時の添付書類である「訓練別の対象者一覧」(様式4-1号)又は「訓練別の対象者一覧(中長期的キャリア形成訓練)」(様式4-2号)に記載の被保険者となります。
 そのため、「訓練別の対象者一覧」に記載のない者が受講しても助成対象にはなりません。

○ 一般企業型訓練及び重点訓練コース

【中小企業事業主】

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般企業型訓練	400円	1/3	/
重点訓練コース(※)	800円	1/2	
若年人材育成訓練			
成長分野等・グローバル人材育成訓練			
熟練技能育成・承継訓練			
中長期的キャリア形成訓練			
育休中・復職後等人材育成訓練	2/3		

※若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業が実施する訓練等の場合は、経費助成率について1/2のものを2/3にそれぞれ引き上げ支給する。

【大企業事業主】

	OFF-JT		
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	
重点訓練コース	400円	1/3	/
若年人材育成訓練			
成長分野等・グローバル人材育成訓練			
熟練技能育成・承継訓練			
中長期的キャリア形成訓練			
育休中・復職後等人材育成訓練	1/2		

※若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業が実施する訓練等の場合は、経費助成率について1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ支給する。

○ 特定分野認定実習併用職業訓練

【事業主】

	OFF-JT		OJT	
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)	
特定分野認定実習併用職業訓練	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	700円 400円<大企業>	
企業単独型訓練				2/3 1/2<大企業>
認定実習併用職業訓練(※)				
中高年齢者雇用型訓練(※)				

※若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業が実施する訓練等の場合は、経費助成率について1/2のものを2/3、1/3のものを1/2にそれぞれ引き上げ支給する。

○ 特定被災区域に所在する事業主

	OFF-JT		OJT
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般企業型訓練	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	700円 600円<大企業>
認定実習併用職業訓練			